

報告第7号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月20日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

平成23年7月7日（木）午前9時40分ごろ、北本市中央2丁目61番地先市道6374号線において、市公用車を方向転換のため後退させたところ、駐車場出入口のブロック塀に接触し、当該ブロック塀を破損させたもの

3 損害賠償の額 金49,350円

平成23年8月22日

北本市長 石 津 賢 治